

当病院（施設）で不在者投票ができます

令和8年2月8日（日）衆議院議員選挙・最高裁判所裁判官国民審査が執行されます。

要件に当てはまる方は、当病院（施設内）で不在者投票ができます。

不在者投票とは、仕事・病気等の正当な理由により、投票日当日に投票所へ行って投票できない人が、投票日前日までに投票ができる制度のことです。



「めいすいくん」
選挙のイメージキャラクター

当病院（施設）で不在者投票ができる方

当病院（施設）に入院・入所中の方で、以下の条件に当てはまり、投票日当日に本来の投票所へ行くことができない方。

①年齢満18歳以上の日本国民であること

②選挙人名簿に登録されていること

同じ区市町村に引き続き3か月以上住民登録されていると名簿に登録されます。

最近転出された方は、前住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。

③病気・負傷等の理由から、歩行困難と見込まれる方など

投票を希望する場合は、病院（施設）に申し出てください。

投票用紙等の請求手続き等は、病院（施設）が行います。

投票日時

月 日() 時 分から

投票場所



制度については、引き続き3か月以上住民登録されている区市町村（最近転出された方は前住所地）の選挙管理委員会までお問い合わせください。

